

都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税です。

平成28年度一般会計決算における使途状況は、次のとおりです。

(歳入) 都市計画税	601,153 千円
(歳出) 都市計画事業費等に要する経費	1,142,893 千円

(単位:千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画 事業費等	街路費	410,271	70,100	171,000	27,132	100,355	41,684
	公園費	66,654	16,000	0	0	35,788	14,866
	下水道費	53,252	0	0	0	37,624	15,628
	区画整理費等	59,834	0	7,200	608	36,758	15,268
	公債費	552,882	0	0	0	390,628	162,254
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	1,142,893	86,100	178,200	27,740	601,153	249,700